

熊本市事業承継者に対する利子補給要綱

制定 平成30年 3月29日市長決裁

改正 令和 4年 7月21日商業金融課長決裁

令和 6年 4月18日商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市の中小企業の経営資源の有効活用を支援し、もって本市経済の活性化と活力の維持のため、本市の中小企業者から事業を承継する者（市内に住所（法人の場合は本店所在地）を有する者に限る。以下「事業承継者」という。）に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することにより、当該事業承継者の金融経費を軽減し、経営の安定を図ることを目的とする。

(利子補給金の交付の対象)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者は、市長が別に定める要件により認められた者であつて、事業承継者が受けた次の熊本市中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、利子補給金の交付の対象となる者であつても、融資制度により融資された資金を承継する事業以外へ使用した者及び融資制度の融資について熊本県信用保証協会により代位弁済が行われた者に対しては、交付しない。

(1) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度 次に掲げる者

- ア 後継者が不在であると市長が認める者であつて、熊本市と熊本県信用保証協会との創業・事業承継に係る連携協定に基づく支援を受け親族内承継が可能となったもので事業承継後1年以内の者
- イ 承継される事業と同一事業を行う中小企業者であつて、第三者承継により事業を承継するもので事業承継後1年以内の者

(2) 熊本市創業サポート資金融資制度 次に掲げる者

- ア 承継される事業に係る中小企業の従業員であつた者で、従業員承継する者
- イ 承継される事業と異なる事業を行う中小企業者であつて、第三者承継により事業を承継するもの（多角化による新規事業を始める場合に限る。）
- ウ 第三者承継により事業を承継するもの（多角化による新規事業を始める場合を除く。）

2 前項第1号イ及び同項第2号イのいずれにも該当する者は、熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度及び熊本市創業サポート資金融資制度のいずれかを選択するものとし、両制度を併用することはできない。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、借受人が取扱金融機関に1月1日から12月31日までの間で支払った融資制度による借入金の利子（延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべき利息を除く。）の計算の基礎となった元金に対して熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度要綱運用規程第4条第5号及び熊本市中小企業創業サポート資金融資制度要綱運用規程第4条第5号の規定に基づく利率の割合（融資制度の貸付利息が熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度要綱運用規程第4条第5号及び熊本市中小企業創業サポート資金融資制度要綱運用規程第4条第5号の規定に基づく利率以下の場合にあつては、当該貸付利息）で計算した金額とする。ただし、1円未満の端数が出る場合は、これを切り捨てとする。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給期間は、借受人が取扱金融機関から融資を受けた日の属する月から3年以内とする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 借受人は、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年2月末日までに利子補給金交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書（別記第1号様式）に、前年中に支払った融資制度の借入れに係る利子の額について取扱金融機関の証明する利子支払実績証明書（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、融資制度の償還を全て終えた借受人が利子補給金の交付を受けようとする場合は、その償還日から翌年2月末日までの間に利子補給金交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書（別記第1号様式）に最終償還日の属する年に支払った融資制度の借入れに係る利子の額について取扱金融機関の発行する利子支払実績証明書（別記第2号様式）を添えて市長に提出することができる。

(交付決定及び交付確定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、交付決定兼交付確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(利子補給金の交付)

第7条 市長は、前条の利子補給金の交付決定後、速やかに申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、利子補給金の交付を受けた借受人が利子補給金に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。
- (3) 融資制度の借入金を融資の目的以外の目的に使用したとき。

(利子補給金の返還)

第9条 市長は、利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第10条 利子補給金の交付を受けた借受人は、第8条の規定による取消しを受け、利子補給金の返還を請求されたときは、その請求に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、利子補給金の交付を受けた借受人の納付した金額が返還を請求された利子補給金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された利子補給金の額に充てられたものとする。

(他の利子補給金等の一時停止等)

第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた借受人が利子補給金の返還を請求され、当該利子補給金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務または事業について交付すべき利子補給金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。